

## 各国のトピックス

# 新年度における 社会保障改善の方向

(フランス)

暦年制をとるフランスの予算編成の動きは、日本などより一足早く、さる9月19日の閣議で1974年度予算の政府案が決定した。さらに9月27日には、ボンピドウ大統領が記者会見に臨み、この予算案の背景となる諸政策について説明を行なった。

これに先立ち、ポニアトブスキー公衆衛生・社会保障相は9月26日、新年度に予定される社会保障の各種改善措置を提示した。その主たる内容は、総経費60億フランに上る諸給付の改善、および財政方式改革の方針である。以下に、これら改善措置の主たる項目を紹介する。

### 家族給付



1) 給付額の実質価値維持——家族手当の給付額は、従来も小売物価の上昇率に見合う引上げが行われているが、これに加えて補足的な改訂を毎年実施する。この補足的な改訂が、労組等の主張しているように、賃金の上昇率に見合うものかどうかは明らかにされていず、その都度関係者との協議によって改訂額が定められることになっている。しかし、この方針は、実際上は新措置とはいえない。なぜなら政府は、すでに1972年からこの方針に基づく措置をとっているからである。すなわち1972年8月の6%引上げに続いて、1973年1月には4%の例外的引上げが実施されている。

2) 新学期手当(Allocation de rentrée scolaire)

の新設——所得税非課税世帯の2歳から16歳の児童を対象として、1975年度から児童1人当たり100フランが支給される。対象者は170万世帯340万人と推計されている(必要経費3億4,000万フラン)。

3) 出産手当支給方式の改正——出産手当は、従来、初回の出産の場合は、結婚後2カ年以内であるか、母親が25歳未満であること、第2回目以降の出産については、その出産が前回の出産以後3年以内であることが受給要件とされているが、今後はこれらの条件が廃止され、すべての出産に対し、給付額の半額が出生時に、他の半額が乳児健康診断の際に支給されることになる。ただし、この措置が効力を発するためには、家族手当法の一部改正が必要となる。また関係者の同意が得られれば、この措置は、外国人にも適用される。必要な経費は約7億フランと見込まれている。この措置は、近年若い夫婦が共稼ぎ等の理由から、出産の時期を遅らせたり、次の出産までの間隔を長くとる傾向がある点を考慮してとられたものである。

4) 育児費手当支給対象の拡大——1972年1

月3日の法律で新設されたこの手当は、3歳未満児を少くとも1人扶養する主婦または单身者であって、職業に従事するものを対象とするが、受給要件として一定の収人上限があり、その上限が余りにも低額に押えられていたため、当初10万人と推計されていた受給者数が、実際には1万3,000人にしか達しなかった。そのため今後はこの上限額の大幅引上げが行われ、2児世帯については従来の20,152フランから27,477フランへ、4児世帯では24,732フランが36,636フランになる。この措置によって、受給者数は当初の計画通り10万人に達するものと思われる(経費約1億フラン)。

5) 主婦の退職年金に関する特典の強化——退職年齢に到達した主婦に対しては、その間養育した児童1人につき2年の被保険者期間の追加が認められる(従来は、この特典が認められるのは2人以上の児童を養育した場合に限られており、1児につき1年の追加であった)。この措置は1974年1月1日から実施される。

6) 遺児手当支給対象の拡大——主として母子世帯を対象として1970年に新設されたこの

手当の受給対象を、遺児を養育する独身の父親にまで拡張しようというのが今回の措置である。現在の支給月額、片親に死別ないし生別した児童の場合は73.50フラン、両親と死別した児童は147フランである。今回の措置により、現在18万の受給者数が47万に達するものと見込まれる(経費1億5,000万フラン)。

7) 住宅手当支給様式の改正——主たる改正点は、支給基準表の改正(とくに家賃上限および基準最低額の変更)、4児世帯への支給拡大、居住要件の簡素化、支給時期を年度始めにすることなどである。実施は1974年7月1日からである(経費約2億フラン)。

8) 住宅改善資金貸付方式の改正——貸付額の倍増(3,500フランから7,000フランへ)、返済期間の延長(30カ月から36カ月へ)等が主たる改正である。

#### 老人に対する所得保障最低額の引上げ

現在フランスのあらゆる老人に最低限の所得を保障している無拠出年金制度は4種類あるが、その基幹となっている老齢被用者手当と国民連帯基金追加手当が、1975年までに一

本化され、支給方式が簡素化される。また現在年額4,800フランの最低保障額は、本立法期末までに9,000フランに上げられる。さらに1974年1月1日以降は、国民連帯基金追加手当の支給に関する扶養義務者の所得に基づく制限は廃止される。

#### 身障者に対する所得保障の充実

近く上程される身障者対策基本法案に、次の措置が規定される。20歳未満の身障者については、特殊教育費の全額免除、医療費の全額公費負担、児童が特殊施設で治療を受けることができない場合の特殊教育手当支給。成人身障者に関しては、当人が職業活動に従事している場合、その収入が不十分な者に対し、一定の補助を行なう。就業していない場合には、一定の最低所得を保障する。この手当は、家族の経済状態のいかんにかかわらず支給される(経費15億フラン)。

#### 財政方式の改革

1) 疾病保険費の一部国庫負担——1974年度には、一般制度の疾病保険金庫に対し、国庫

が10億フランを支出する。その源資は、アルコール税引上げによって求められる。

2) 制度間較差の排除——人口上の不均衡の犠牲となっている諸制度（商人、職人、農業経営者等の制度）は、一般制度および公務員制度から、省令により毎年定められる一定額の拠出金を受ける。この制度間調整額は、会計検査院長が主宰する特別委員会によって決定される。

3) 家族手当制度から老齢年金制度への拠出金の移譲——家族手当に関する拠出率（全額使用者負担）は、1974年1月1日より、10.5%から9%へ引下げられる。老齢年金に関する拠出率は、逆に8.75%から10.25%へ引上げられる。この結果、老齢年金金庫には、39億フランの増収がもたらされる（家族手当金庫の剰余金は、この拠出率改正が実施されなければ、1974年度で57億フランに及ぶものと推計されている）。

4) 労働力企業の社会的経費過重負担の軽減——労働力を大量に使用する企業は、合理化により人手を減らすことのできる企業に比し、社会的費用を過重に負担しており、この

不公平を是正する必要があるという問題は、先にボンピドウ大統領も言及しているが、この点に関しては今回は、具体的な措置は全く示されていない。ただ今後もこの問題の検討が継続されることが明らかにされたにすぎな

## 年金の展望

（西ドイツ）

連邦労相 Walter Arendt は10月30日1974年年金調整報告書の閣議承認後、1972年の年金改革以上の給付の改善は年金保険では不可能であると述べ、政府は被保険者にこれ以上の負担をかけないため、あらゆる努力をばらうことを確認した。

労相がこのように言明したのは、1988年まで15年間の年金保険収支見直しによるもので、それによると積立金は650億マルクに達するが、そのうち450億マルクは今後の改正のため法定最低積立として残しておかねばな

い。恐らく経済社会評議会において討議が行われるものと思われる。

*Le Monde*, 28., Septembre, 1973.

（平山 卓 国立国会図書館）



らず、残りの200億マルクでは十分な社会政策の期待にそえない。

この推定は賃銀の推移の暫定的見積りによるもので、それは総賃銀俸給が本年11.6%上昇するものとし、1974年から1977年までの間に8.5%、その後1988年まで毎年6%上昇するものとしている。

このように推定すると、今後5年間の収入は支出を著るしく上回る事となるが、しかしこの「超過」は、年金受給者と被保険者の数的関係がきわめて不釣合になる（年金の山）